

第 12 回

東京都推奨携帯電話端末等検討委員会

平成 31 年 4 月 12 日（金）

都庁第一本庁舎北塔 34 階

都民安全推進本部 総合推進部「34A 会議室」

午前 10 時 00 分開会

○都民安全推進課長 それでは、皆様、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、間もなく開式となりますが、事務局から事前に連絡を申し上げます。

第 12 回東京都推奨携帯電話端末等検討委員会につきまして、大変お忙しいところ、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。前回開催から非常に期間も短いという状況でございまして、また、新年度に入りまして、各委員の皆様、大変お忙しいところお時間をいただき、まことにありがとうございます。

本委員会の運営について、改めてご説明申し上げます。

本委員会は公開で行われます。また、前回決定に従い、推奨資料とする機能のプレゼンや意見を述べる場など、東京都情報公開条例に基づく非開示情報を取り扱う部分、公にすることで企業等に不利益が生じる場面などは非公開といたします。

本日、今のところ傍聴人はおりません。

また、速記会社による録音が行われております。会議録は非公開部分を除き公開となりますので、ご容赦いただければと存じます。

最後にご連絡でございますが、前回、第 11 回東京都推奨機能検討委員会においてご連絡申し上げましたが、4 月 1 日をもちまして、東京都青少年・治安対策本部は東京都都民安全推進本部へと名称を変更いたしました。青少年の健全育成、とりわけこちらのサイバーというところに関しましては、引き続き強力に推進していくこととしておりますので、今後ともご理解とご協力を賜りたいと考えているところでございます。また、事務局にありましても、組織改正に伴い、青少年課から都民安全推進課へと名称を変更いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上で事務局からの事前連絡を終わります。何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、委員会を開催させていただきたいかと思えます。

それでは、坂元会長、よろしく願いいたします。

○坂元会長 それでは、第 12 回東京都推奨携帯電話端末等検討委員会を始めさせていただきたいと思えます。

皆様、お忙しいところ、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、事務局から委員の出席状況についてご報告をお願いいたします。

○都民安全推進課長 それでは、まず、4月1日付で都庁内の異動に伴う委員の交代がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

教育庁指導部、石田委員のご異動に伴い、新たにご就任いただきました小寺康裕委員でございます。

○小寺委員 小寺でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○都民安全推進課長 青少年・治安対策本部、井上委員の異動に伴い、新たに就任いたしました都民安全推進本部治安対策担当部長の高野豪委員でございます。

○高野委員 高野でございます。よろしくお願ひします。

○都民安全推進課長 続きまして、本日の委員の出席状況でございます。

田畑委員、そして佐川委員が欠席されております。そして、岸田委員の代理として、村上様にご出席いただいております。また、太田委員の代理として、橋本様にご出席いただいております。

○橋本委員 橋本です。よろしくお願ひいたします。

○坂元会長 どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、配付された資料について確認をお願いいたします。

○都民安全推進課長 それでは、配付資料について確認いたします。

配付資料は、次第、名簿、座席表のほか、資料1から資料3までがございます。資料1は東京都推奨機能申請要綱、資料2は東京都青少年健全育成条例の(抄)、そして資料3は機能評価表の見本でございます。A3のものでございます。

不足等ございましたら、事務局までお申しつけいただければ幸いです。

○坂元会長 ありがとうございます。

続いて、資料の説明をお願いいたします。

○都民安全推進課長 それでは、まず資料1からご説明申し上げます。

資料1については、東京都推奨機能申請要綱でございます。別添の機能の推奨基準などにつきまして、評価の際の資料として使用していただければと考えております。

また別記、様式第2号の推奨決定通知につきましては、推奨が決定した際に、事業者に通

知する通知書でございます。こちらの資料1の要綱などが続いているところの後ろのほうにある通知書のようなもの、こちらでございます。

次に、資料2につきましては、条例規則の関係部分の抜粋となっているところでございます。

続いて、資料3の機能評価表のご説明をさせていただきます。こちらのA3のものでございます。

こちら、機能評価表につきましては、前回委員会において、申請企業によるプレゼンテーションに当たり、企業から提出された機能内容を記載した推奨基準チェックリストと、各委員の皆様にご意見を記入していただくための評価用の推奨基準チェックリストの2種類を提示させていただいたところでございますが、井上委員などから、1枚の紙面上で推奨基準、評価の視点、それに該当する申請アプリの機能内容が一べつでき、それを見ながら意見を書き込めるような様式がよいのではないかというご意見などをいただきましたので、事務局において、推奨基準のチェックリストの見直しを行うとともに、名称についても機能評価表と改めたところでございます。

また、評価の必要がない項目につきましては、あらかじめ斜線を引かせていただいたところでございます。目次は今回と前回というところでございますけれども、いわゆる要件5の「その他知事が必要と認める要件を備えていること」と、こちらにつきましては、本日のアプリケーションにつきましては、特段、そうしたものは無いという状況ではございますので、こちらは、こうしたものが特になければ、あらかじめ斜線を引かせていただくという形にさせていただきたいと考えております。

そして、「良・可・不可」の評価欄につきましては、前回委員会において「保留」というところについて議論がなされたところでございますけれども、プレゼン質疑を経ても、なお、当該アプリについて判断ができないという場合には、「保留」の意思表示も可能ということにいたしまして、「保留」を追加させていただいたところでございます。提示した資料3については、見本ということになっております。実際に、本日のプレゼンテーションの際には、後ほど配付いたします機能評価表に、申請企業から申告があった推奨基準に合致する機能内容が記入されておりますので、プレゼンの内容とあわせて、評価欄の「良・可・不可」あるいは「保留」の判断と評価理由について記載の上、提出いただければ幸いです。

資料の説明は以上でございます。

では、改めて委員の皆様には評価方法についての再確認をさせていただきたいと考えております。

基本的なやり方については、今までお話ししたところではございますけれども、1点、ご確認というところでございますが、事業者への質問として、事業者のフィルタリングソフトの勧誘のページに誘導されている、あるいは事業者の利益になるというところが、場合によっては問題になり得るのではないかという、そういった趣旨ではなかったかもしれないですが、事業者がそういった受けとめをしかねないといったところもちょっとございましたので、そこについての留意点を少しお話しさせていただければと思っております。

まず、こちらの条例で改正をいたしまして、推奨アプリ制度を設けた趣旨というところでございますが、推奨携帯の端末の機能のものをそのままこちらのアプリにも適用しようとしたというところでございますので、端末は、もちろん端末自体の販売促進でありますとか、その機能を有償で普及させようという趣旨を持ったものでございますので、このアプリケーションにつきましても、有償であるか無償であるかというところが、直接に「可・不可」の判断に直結するという考え方に条例は立っていないと事務局としては考えております。このアプリの推奨については、企業の利益追求と、ある程度併存をするものであるということにご理解いただければというところではございます。

ただ、もちろんではございますけれども、アプリの値段が不当に高額であるとか、機能が余りにも小さいにもかかわらず、余りにも過大な金額を課しているのか、これでは普及しないだろうということになりますと、当然、それは評価項目の中に、青少年に広く利用されるよう配慮されていることと、およそ青少年が買えない金額であるとか、保護者が買う気にもならないというような設定がされていたりだとか、余りにもアプリケーションの推奨というのが、前回ご指摘のように、もしかしたら指摘している中身と全然関係ないんじゃないかと、それだと、そもそも推奨するとか、普及するかということに何の役にも立たないだろうというような視点がもしございましたら、そういう点から評価に読み込んでいただくという形でご指摘いただければ、青少年の健全育成という文脈でのご指摘となり、そちらにつきましては、評価ができる形になるのかなと考えております。

あとは、フィルタリングアプリのページに誘導されるというところにつきましては、このフィルタリングというものについては、素の場面では、恐らくいろいろなご意見があるというところではあるとは思っておりますけれども、条例の中で、フィルタリングについては、基本

的には推奨することとしております。条例の外の観点からは私的な異論がある方もいらっしゃると思いますが、青少年健全育成条例の法規の中では、フィルタリングというものについては、青少年の健全育成に効果があるものと認識をした上で、その普及に努めるということが明確に書かれており、本推奨制度もその枠内のものでありますので、フィルタリングそのものの評価をアプリの推奨そのものに直結させることは、趣旨から外れるものと考えておりますので、その点についてもご留意をいただければというところでございます。

あとは、事業者に対する質疑応答のあり方というところでございますけれども、事業者に対する質疑応答は、あくまでもアプリの機能等に対してどういうものなのかということについての質問をする場ということになっておりますので、基本的に、それに対する意見表明とか、それが適当ではないというお話につきましては、後の評価の世界でやっていただきたいと考えております。事業者に対しましては、基本的には機能がどういうものなのかという質問と、どういうふう役に立つのかというところについての質問といった形で、アプリの機能を解明するために事業者の意見をまずは聴取するということを徹底していただければというところでございます。また、後ほど事業者が退出した後の意見交換の場では、その評価を含めてご自由にご意見をいただくという形でお願いしたいと考えています。

私からは以上でございます。

○坂元会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から資料の説明がございました。前回の委員会の際、事業者のフィルタリングの広告に誘導される点に関しまして質疑がなされた点について、都では条例で定められており、事業者の努力義務を果たしているものと捉えているということでございますけれども、そうしたことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○坂元会長 では、そういったことでよろしいということとさせていただきたいと思えます。

また、資料3として提示されました機能評価表につきまして、事務局において、推奨基準、評価の視点、申請されたアプリの機能内容が一べつでき、それに対する評価と評価理由を記入するように修正をしたということですが、先ほどのフィルタリング、それから利益追求に係る評価とあわせて、ご質問がございましたら挙手でお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○坂元会長 では、そのような方向で進めさせていただければというふうに存じております。

それでは、第 12 回東京都推奨携帯電話端末等検討委員会の議事、これに入らせていただきます。

今回の検討委員会につきましては、前回からの引き続きということで、アプリケーションに関する申請企業からのプレゼンテーションということでございます。前回委員会におきまして、事業者によるプレゼンテーションや推奨についての検討部分については非公開とすることと決定いたしましたので、本日のプレゼンテーションにつきましても非公開で進めさせていただきます。

【申請された機能の検討】（非公開）

- ・事務局より申請者名及び申請された機能名等について紹介した。
- ・申請者より申請内容の詳細について説明された。
- ・委員による検討が行われ、意見が表明された。

○都民安全推進課長 それでは、本日プレゼンを実施いたしました機能につきましては、本日検討委員会でいただきましたご意見と委員の皆様のご検討結果、表に書いていただいたことなども踏まえまして、知事部局におきまして推奨の可否について決定してまいります。また、ご指摘いただいたところにつきましても、しっかりと内容を確認いたしまして、判断をしたいと考えております。

あと、事務手続の話でございますけど、今後、推奨の可否を決定した後の話でございますけれども、先般、資料 1 にありましたとおり、推奨決定通知というものを使いまして事業所に通知するという形をとらせていただくとともに、各委員の皆様には、現在連絡をさせていただいておりますメールにてお知らせをするという形をとらせていただいております。

うか。本来でありましたら、委員の皆様にご直接可否をお伝えすべきとは思っているんですが、そのたびにお集まりいただくという形になると余り現実的ではないというところでもございますので、通知とプレス発表については、それらはメールにてご連絡をさせていただきたいという形で、皆様、よろしいでしょうか。

○坂元会長 メールでよいということで、そういうことで進めさせていただければと存じます。

それでは、以上をもちまして、第 12 回東京都推奨携帯電話端末等検討委員会を終了するというところでよろしいですね。

それでは、終了させていただきます。

事務局から、最後、ご連絡等ございますでしょうか。

○都民安全推進課長 特にございません。

本日は、まことにありがとうございました。

午前 11 時 41 分閉会